# 九世紀における蝦夷の宮廷儀式参加とその意義

#### はじめに

しかし、これは事実であろうか。 同化し、(小) 帝国構造は観念的次元のみで維持されるようになるという。 序を担うべき夷狄が消滅したことにより、これ以後日本型華夷秩序は空序を担うべき夷狄が消滅したことにより、これ以後日本型華夷秩序は空序を担うべき夷狄が消滅したことにより、これ以後日本型華夷秩序は空東狄の消滅について論じた。即ち、いわゆる「東夷の小帝国」論を継承し、

ていた。 近年、熊谷公男氏によって、弘仁二(八一二)年の征夷の終息は、国家が近図の拡大に満足したが故のものではなく、の勝利による蝦夷問題の解決ではなく、それまでの軍事的強硬路線から、の勝利による蝦夷問題の解決ではなく、それまでの軍事的強硬路線から、近年、熊谷公男氏によって、弘仁二(八一二)年の征夷の終息は、国家

て、九世紀の蝦夷支配はいよいよ内民化の完了とは言いがたい状況であれている。これらの争乱をすべて例外と考えることはできない。したがっ年、承和・斉衡年間の騒乱もまた大規模なものであったという説が出さ「石上氏は、九世紀後半に起こる元慶の乱については例外としたが、近

い。の上氏の言う夷狄の消滅は、歴史的事実ではないと言わねばならなり、石上氏の言う夷狄の消滅は、歴史的事実ではないと言わねばならな

河

原

梓

水

九世紀以降の蝦夷支配の展開を考察することとしたい。

大田紀以降の蝦夷支配の展開を考察することとしたい。

大本稿では、宮廷儀式における蝦夷の役割の変質を再検討することで、とが維持される観念的次元とは、主として儀式の場が想定されている。また、蝦夷の宮廷儀式への参加形態は、三十八年戦争を境として大きくまた、蝦夷の宮廷儀式への参加形態は、三十八年戦争を境として大きくまた、蝦夷の宮廷儀式への参加形態は、三十八年戦争を境として大きくまた、蝦夷の宮廷儀式への参加形態は、三十八年戦争を境として大きくまた、蝦夷の宮廷儀式への参加形態は、三十八年戦争を境として大きくまた、野東の宮廷儀式における蝦夷の変質を再検討することで、大田紀以降の蝦夷支配の展開を考察することとしたい。

#### 、問題の所在

基礎的な研究がなされて以後、近年まで専論が無くあまり活発とは言いれている。九世紀以降に関しては、林屋辰三郎氏、弓野正武氏によって関しては、今泉隆雄・熊谷公男氏等によってかなりの部分が明らかにさ中央における蝦夷の儀式参加に関する研究は、奈良時代とそれ以前に

論考を発表された。
また同年鈴木拓也氏が桓武朝の隼人政策と俘囚の節会参加を関連させたずたい状況であったが、二○○七年に永田一氏によって専論が発表され、

比較研究が専ら進められている状況である。 氏の研究は、俘囚と隼人、吉野国栖それぞれの節会の参加形態を解明す氏の研究は、俘囚と隼人、吉野国栖それぞれの節会の参加形態を解明するもので、事人政策と俘囚の比較を論じたの可達点的研究である。永田学野氏の研究は、基本的事項を網羅した上で、林屋氏の研究をさらに

終結後に形を変えて復活したものだと、漠然と捉えられてきている。においては、三十八年戦争開始後途絶えていた蝦夷の上京朝貢が、戦争蝦夷らに強制したと考える点において一致している。そして九世紀以降蝦馬に基づいた服属儀礼であって、帝国構造を維持するために国家が諸氏の見解は細部において異同があるものの、これらの儀式参加は中諸氏の見解は細部において異同があるものの、これらの儀式参加は中

れながら基本的事項を確認し、問題の所在を明らかにしたい。 ものであるのか否かは、慎重に検討する必要がある。以下先学に導かれも節会が主体となってゆく。それぞれの儀式参加が、政策的に連続すは弘仁年間以降では、畿内近国の移配蝦夷に対象が変化し、参加する儀参加するという朝貢色の強いものであったのに対し、九世紀、具体的にしかし、八世紀以前の儀式参加が、陸奥出羽の蝦夷が上京して朝賀に

夷外従五位上宇漢米公色男・外従五位下尓散南公独伎・播磨国印南郡権少 後イレギュラーな入朝を除き、 正月丁亥(十五日)条において、「制、 領外従五位下浦田臣山人等の三人が、特に「節会入京」を許され、 は途絶える。 陸奥出羽の蝦夷の入朝は、宝亀五年 五品品 その後、三十八年戦争が終結した後の弘仁三年 願 見 |節会| 者、 与,,国解,放,之。自余不,在,,放例, 」と、 陸奥出羽の蝦夷による中央での儀式参加 摂津・美濃・丹波・播磨等国夷俘 (七七四)を最後に停止される。 (八一三)、 同六年 以

式に蝦夷の姿がみえるようになる。さらにいくつかの国の蝦夷が節会に参加することを許され、再び宮廷儀

五四

囚交名、 例となっていたことが知れる。 階においては、 喜太政官式、 この二史料だけでは彼らがどの節会に参加したのかわからない 別紙而奏。 俘囚夾名条に「凡正月七日、 俘囚は七日節会と新嘗会に参加し、 難レ帯」 三五位一、 猶同 |此例|。」と見え、 十一月新嘗二節、 禄を給わることが定 『延喜式』 預」給」禄俘 が、 段 延

である。ず、弘仁年間にみえる節会参加がいつごろ定例化したのかは検討が必要ず、弘仁年間にみえる節会参加がいつごろ定例化したのかは検討が必要ただし、『内裏儀式』、『内裏式』、『儀式』には規定を見ることはでき

卯 嘗会に参加している事例は一例もみえない。 差」とある。 奏 亦在」列。」とあり、 正月の場合、 特に踏歌節会に参列して帰郷する、という形をとる。 八世紀の朝貢蝦夷は基本的に、朝賀に参列し、その後いくつかの節会、 \_\_諸方楽 \_ 。 (十六日)条には、 がこの記事を「踏歌」に分類している点からみて明らかである。新 後者の宴が踏歌節会であったことは、その月日と、 壬子朔 (一日) 条に「天皇御; 大極殿 従五位已上賜;」衣 蝦夷が朝賀に参列したことがわかる。そして続く丁 「天皇御;」重閣門,、賜;」宴文武百官并隼人、 - 襲 隼人蝦夷等、 一受」朝。 亦授」位賜」禄各有」 和銅三年 隼人蝦夷等 『類聚国 七一〇 蝦夷、

る見解が主流である。

る理由から、実際は参加しており、しかも早い段階で定例化されたとす実例が一例も見えない事実は問題である。しかし、先行研究では後述す実退するため、『延喜式』に規定が無いことはさほど不思議ではないが、

その形態はいかなるものか、そして、儀式参加は、国家と蝦夷、それぞ以下、この見解を再検討した上で、移配蝦夷が参加した節会の種類と、

れにどのような意義があったのか、という点を検討してゆきたい。

## 一、移配蝦夷と朝賀

原雑になるが全文を掲げる。 先行研究では、最も服属儀礼的要素の強い朝賀への参加を、八世紀と 生だし、前述のように九世紀以降、蝦夷が朝賀に参加したという直接 ただし、前述のように九世紀以降、蝦夷が朝賀に参加したという直接 はだし、前述のように九世紀以降、蝦夷が朝賀に参加したという直接 はだし、前述のように九世紀以降、蝦夷が朝賀への参加を、八世紀と の連続という面で重視している。そのため議論はこちらが中心となり、

**「法曹類** 問。 ||八年|為レ限。 文、亦准」此。〉 部省式日、 年間 ||写熟紙||以為||長案|。但郡司及俘囚五位歴名、作||別巻||〈俘囚位禄 以二十年一為」限者、 承前之例, 以 卷百九十七、 参;;入朝拝,之日、 授位先後 凡五位已上歴名、 但神宮司・祢宜・祝・国造・外散位及郡司・ 又承和六年九月廿五日格云、凡外五位資人成選、 祢宜并郡司及俘囚等大夫、 雑 公務五、 検如」文。 |居朝堂|。 不」歯;;朝庭之大夫;、持列;;末位 及補任除目、 承和七 承前所」行、 稍尋...理致 (八四〇) 并年中宣旨、 〈此三色不」載 非」無」其 事乖...故実.。 年二月十七 義 並毎」色抄 日 先前事 夷俘等 何則式  $\overline{\mathcal{H}}$ 而頃 位 以 歴

位以 .者以;;十二考;為、限者。 郡司・軍団及外散位得 選叙令云、凡初位以上長上官遷代、 ||八考||為 限。 又云、 叙 案須上長上及散位得一内考一者、皆叙, 外考色、 |郡司·軍団| 並授中外位上。 皆以二六考」為」限。 |皆以||十考|為」限。 而得 内考 又云、 其外散 |同位 散 外

不」忘、是後事之師也。承捜; |求法意 | 、用積

和七年二月十七日

大内記清内御園

|疑滞

殊、何無;;差別;。然則承前之例、事為;;穏便;。卷;者。今内考之人得;;外五位;、与;;外考之色得;;外五位;。品秩別位;者、此時処分非;;法令意;。故別式云、郡司及俘囚五位歷名作;;別

大判事讃岐朝臣永直

参加が定例化したとされる。の節会入京許可からほどなくして、移配蝦夷による元日朝賀と節会へのの節会入京許可からほどなくして、移配蝦夷による元日朝賀と節会へのに参加していたのだろうと推測している。鈴木氏は、弘仁六年の俘囚へ前之例とされていると解釈し、他史料には見えないものの、俘囚は朝賀諸氏はいずれも、傍線部の記述を以て、俘囚の朝拝(朝賀)への参加が承

郡司・ 郡司・ 叙位における序列の乱れについて論じていることは明らかである。 下式部省式と成選に関する格が引かれ、五位以上即ち、「朝廷の大夫」と である。 である。この違いは、 に参入した際、 郡司、及び俘囚等の大夫が朝拝に参入すること」ではなく、 しかし、ここで承前之例とされているのは、 俘囚らと朝廷の大夫が朝堂においてともに居することである。 俘囚の差異が、 問答で問題となっているのは、 「朝庭の大夫と列を等しくせず、特に末位に列すること\_ 歴名や考限の別によって示されていることから、 後半の問答の意味を正しく解釈するためにも重要 頃年の間、授位の先後、 正確には「袮宜ならびに 彼らが朝拝 袮宜 以

のことでもあった可能性は十分考えられる。朝拝参入はあくまで一事例れている「朝拝」は朝賀そのものを指しているのではなく、節会の場でいてなされている。また、延暦年間以降、叙位は正月七日の節会に固定いてなされている。また、延暦年間以降、叙位は正月七日の節会に固定明でである。また、延暦年間以降、叙位の先後の問題として挙げらいてなされている。また、延暦年間以降、叙位の先後の問題として挙げらいてなされており、叙位の場はに参列した後、十六日の踏歌節会において叙位されており、叙位の場はに参列した後、十六日の踏歌節会において叙位されており、叙位の場は

夷の朝賀参加が定例化していたとまでは言えないだろう。として挙げられているだけであり、この記述を以て、承和七年までに蝦

さらに、当時の国家の朝賀に対する意識をみてみたい。

類聚国史』 不」墜者。許」之。 五位巳上一、不、責一六位巳下一。因、茲至二十日肝一、無、人二引進一。 節 式部省言、 一。夫事」君之道、 自今以後、 卷七十一、朝賀、弘仁七(八一六)年五月己卯 依,,延暦廿一年正月七日勅,、賀正不、参五位巳上莫、預, 奪言春夏之禄一、 高卑惟同。懲」殿之罪、理須 粛;不会之怠;。 則朝儀有」序、 ||画一 |。而今唯責| (十四日) 条 伏

いうことを定めている。て範囲を六位以下にまで広げ、参賀しない者には春夏の禄を与えないとだった。しかし五位以上だけを責めるのは問題なので、弘仁七年に至っ以上は、元日・七日・十六日の三節に預かることができないということ延暦二十一(八○二)年正月七日勅によると、賀正(朝賀)に不参の五位

朝賀の威容を整えようとする国家の姿勢を読み取ることができる。月三節が重視されていたことを物語るとともに、罰則規定を設けてまでいる。この規定は、当時の官人にとって、朝賀よりも禄の支給される正占めていたことは、饗場宏・大津透両氏の研究によって明らかにされて上地紀において節会で賜与される禄が官人の収入の中で重要な位置を

強化策であると位置づけられる。そして、朝賀への厳しい姿勢は、天皇を中心とする君臣上下関係秩序のの儀式整備は桓武朝の政策を継承・発展させたものであるとされている。の儀式整備は桓武朝の政策を継承・発展させたものであるとされている。

秩序を可視化する大規模な国家的儀礼であった。蝦夷は華夷秩序を体現前においては、蝦夷や蕃客などがしばしば参加し、いわゆる日本型華夷神谷氏の指摘のように、朝賀は君臣秩序を強化するともに、八世紀以

『日本後紀』弘仁三年正月乙酉(二十六日)条六年に、実際に蝦夷に許可されたのは、あくまで節会への参加である。然朝賀への参加が期待されたはずであろう。しかしながら、弘仁三年・世紀においても蝦夷にこれらの役割が期待されていたとするならば、当する存在として、原則毎年陸奥・出羽から上京し、儀式に奉仕した。九

郡権少領外従五位下浦田臣山人等三人、特聴,,節会入,」京。 夷外従五位上宇漢米公色男・外従五位下尓散南公独伎・播磨国印南

定があるのみである。のである。そして『延喜式』にはこの事実と対応して、節会への参加規めである。そして『延喜式』にはこの事実と対応して、節会への参加規者、与;,国解,放¸之。」とあり、あくまで節会への参加を問題としている弘仁六年正月丁亥(十五日)条においても、「身帯;,五品;、願¸見;,節会;

ての参列であると考えられる。 年五月十四日条の規定により、節会に参加するための副次的な行為とし見られない。もし蝦夷が朝賀に参加したとすれば、それは前出の弘仁七朝賀に参加させようとしたと考えられるが、実際にはそのような様子は国構造を再生産しようとしたならば、まさに威儀を整えようとしている弘仁期の国家が蝦夷らを儀式に参加させることで、八世紀と同じく帝

きではなかろうか。
意図を持ったものではなく、全く別の理由で節会に参加したと考えるべ意図を持ったものではなく、全く別の理由で節会に参加したと考えるべなかった可能性が高い。移配蝦夷の節会参加は、それ以前の服属儀礼的前の朝貢のような、日本型華夷秩序の体現といった役割は求められてい以上を踏まえるならば、九世紀における蝦夷には、もはや宝亀五年以

# 二、儀式の参加形態の変質とその背景

移配蝦夷の節会参加が、それ以前の服属儀礼的意図を持ったものでは

狄」らしく振る舞うことが無いのである。
は夷狄の衣服を着用することも、風俗を奏することもなく、およそ「夷これらは弓野氏・永田氏によって明らかにされているが、儀式での蝦夷ないと考えられる傍証の一つに、彼らの節会への参加形態が挙げられる。

新嘗等から知ることができる。日新嘗祭豊明賜宴事・新嘗会、『北山抄』、『江家次第』 七日節会装束・移配蝦夷の参加形態は、『西宮記』巻一、七日節会装束記文、巻六、辰

ず、七日白馬節会の誤りであろう」としており、従いたい。割書について『青森県史』は、「元日節会で俘囚の幄舎を建てた例は見え国栖と並んで建礼門内に座を設けられたことがわかる。「元日会」という西阪各立、七丈幄一宇、敷」座〈東国栖料、西俘囚料〉」とあり、俘囚は西宮記』七日節会装東記文では、「装東記文云〈元日会〉、建礼門内東

が記される。
『江家次第』では、新嘗会においても俘囚のための幄が設けられたこと

外記。 挿一杖 節会において俘囚の見参が提出されたことがわかる 於書杖 | 、於 || 左近陣座 見参 | 、式部録進||諸大夫見参 | 。 \殿見,,見参,。〈左近陣進,,俘囚見参,。式部進,,諸大夫見参,、外記伝取 また、『西宮記』巻六の辰日新嘗祭豊明賜宴事では、「次左近陣進」 外記挿二一杖 |覧||内弁|。 内記以,,宣命,覧,,内弁,。内弁見了、加, 候 |奉||覧大臣| 階下。 外記挿 旧例着 | 訖。| とあり、新嘗会では、 ||諸大夫見参并俘囚見参・目録等 |宜陽殿 | 見云々。〉」とあるので |俘囚夾名|給 「内弁下 俘囚

のみに何らかの意味を付与されていたかのようであると述べられる。外の振る舞いをした形跡は全くみられない。弓野氏はただ参加すること承明門外に幄を設けられ、見参を提出していたことがわかるが、それ以七日節会においても豊明節会においても、俘囚は建礼門内、すなわち

建礼門と承明門の間という場所(豊楽殿で行われる場合は豊楽門と儀鸞門

九世紀における蝦夷の宮廷儀式参加とその意義

なものとなると弓野氏は指摘される。できない場所である。同じように座を設けられる吉野国栖の場合は、国できない場所である。同じように座を設けられる吉野国栖の場合は、国の間)は、節会の主要な参加者である天皇、官人からは全く見ることのの間)は、節会の主要な参加者である天皇、官人からは全く見ることの

『小右記』長元五年(一〇三二)正月八日条

得ないだろう。 が知られるような参加形態であれば、このような事態に至るのはやむを いうものである。 いる。六位の座か俘囚の座かで意見がわかれ、後日外記日記をみると、 白馬節会の際、 字が吉野国栖の座で、 位座也。 俘囚幄欤。 宰相中将云、 愚案」。是聞,,古伝,而已。 酉カ)為」妻〉、一字為;;吉野国栖座; 、一字為;;俘囚座; 主(者カ)。 已合 (有ヵ);|問送事 ; 。後日尋;|見外記日記 ; 、立;|三丈幄二字 ; 〈□首 左宰相源中将 建礼門内の東腋の幄が、誰の座であるのか議論になって 聊有」所」聞。 昨日建礼門内東腋幄事、 節会中にも姿が見えず、 もう一字が俘囚の座であることが分かった、と 〈顕基〉、 今日有」次、 不」可」示;」左右 | 之事□(含ヵ);」亜将 所」云相同。注 わずかに見参のみでその存在 示:,左宰相源中将;。 彼是鬱□。 西宮記 右大弁経頼 其後頻省 芸、六 卯

うな変化が起こった背景とはどのようなものか。それ以前と大きく異なる性質のものであることがわかる。では、このよみ取るべきではなかろうか。この点からも、九世紀の蝦夷の儀式参加がみ取るべきではなかろうか。この点からも、九世紀の蝦夷の儀式参加がこのような参加形態で、彼らが服属を示し、日本型華夷秩序を表現す

夷支配の困難さである。

極暦年間後半以降、国家の重要課題として急遽浮上したのが、移配蝦

**類聚三代格』延暦十七年四月十六日太政官符** 

#### 太政官符

### 応」免,,,||俘囚調庸,事

野心 至,,于蕃息,、始徵, 世徴 右得...大宰府解 府加 奉 一調庸一、 狩漁為」業 刺、 |覆検|、所」陳有」理。 逃 依」請者。 散山野。 称、 課役。 所管諸国解称、 不 が知 諸国准 未進之累、 然則俘囚漸習;;花俗;、 養蚕。 謹請 此 件俘囚等、 加以居住不」定、 職此之由。 官裁,者。 恒存 望請、 大納言従三位神王 国司永絶 旧俗 浮遊如 免」徴 一後煩 正身 雲。 未」改 至

## 延暦十七年四月十六日

得なかった。

は、国家は大宰府の申請を許可し、俘囚の調庸を一代に限って免除せざるを国家は大宰府の申請を許可し、俘囚の調庸を一代に限って免除せざるを国家の方針に極めて非協力的であった様子が示されている。結果的に、と、居住地不定で調庸を徴収しようとすると山野に逃散することなど、と、居住地不定で調庸を徴収しようとするとし養蚕を行わないこま国の俘囚の調庸を免除することを命じた官符であるが、傍線部におい諸国の俘囚の調庸を免除することを命じた官符であるが、傍線部におい

# 『日本後紀』弘仁三年六月戊子(三日)条

一人」、置為;;之長;、令弄之加;,捉搦;。
抑此教喩之未之明。宜以択足其同類之中、心性了之事、衆所;,推服;者勅、諸国夷俘等、不之遵;,朝制;、多犯;,法禁;。雖;,彼野性難;之化、

服者を選んで長としたとある。であったことが述べられ、彼らを従わせるために、同じ蝦夷の中から推の頃の諸国夷俘は、朝制を遵守せず、多く法禁を犯し、教化し難い状態蝦夷の節会参加が許可されたのと同年、諸国に夷俘長が設置される。こ

際に出雲国で俘囚の乱があったことが史料に見える。 移配蝦夷のこの状態は深刻であったらしく、弘仁五年(八一四)には実

『類聚国史』巻一九〇、風俗部俘囚弘仁五年二月戊子(十日)条翆

#### 五八

同弘仁五年五月甲子(十八日)条 夷第一等遠胆沢公母志授;;外従五位下 ; 。以゛討;;出雲叛俘 ;之功ۦ;也。

し ユ。免, 除出雲国意宇・出雲・神門三郡未納稲十六万束, 。縁」有, |俘囚免, |除出雲国意宇・出雲・神門三郡未納稲十六万束, 。縁」有, |俘囚

唆する。 とは、これらが蝦夷側の希望であり、懐柔策の一環であった可能性を示期に、国家が自らは積極的でない、移配蝦夷の節会への参加を認めたこ期に、国家が自らは積極的でない、移配蝦夷の節会への参加を認めたこのような移配蝦夷支配の動揺を背景に、懐柔策を中心とした多くのこのような移配蝦夷支配の動揺を背景に、懐柔策を中心とした多くの

し、支配を円滑にしようという思惑もあったと考えられよう。なかろうか。永田氏の指摘されるように、内国の蝦夷の有力集団を掌握ることはできず、門外でひっそりと参加するという形式になったのではめる形で、節会に参加させることにした。そのため蝦夷は承明門内に入める影響、

## 四、入京越訴との関係

り始めた時期である。 られる。鈴木氏によれば、弘仁年間は移配蝦夷の入京越訴が盛んに起こられる。鈴木氏によれば、弘仁年間は移配蝦夷の入京越訴との関係が考え蝦夷が節会への参加を望んだ大きな理由に、入京越訴との関係が考え

『類聚国史』弘仁四年(八一三)十一月庚午(二十一日)条

位下賀茂県主立長等 | 、厚加 | 教喩 | 、所 | 申之事、早与 # 処分 4 。 其事 智治麻呂・筑前介正六位上栄井王・筑後守従五位下弟村王・肥前介 臣藤成・備前介従五位下高階真人真仲・備中守従五位上大中臣朝臣 レ日不」理。含」愁積」怨、遂致 京越訴」者、 正六位上紀朝臣三中・肥後守従五位上大枝朝臣永山・豊前介外従五 [国司勤加|教喩|。而吏乖|朝旨|、不」事|,存恤|。彼等所 夷俘之性、異,,於平民,。 不レ可し 専当人等准、状科、罪。但不、得,,因、此令,、後,,百姓,。 | 輙決 言上聴 雖、従;前化,、未、忘;野心,。 ||叛逆||。宜」今ႊ播磨介従五位上藤原朝 が裁。 若撫慰乖」方、令」致 叛逆及入 是以令三 申、

が問題視されている。司を定めているものであるが、傍線部において、叛逆と並んで入京越訴司を定めているものであるが、傍線部において、叛逆と並んで入京越訴これは、播磨・備前・備中等の国の守や介の実名を挙げ、夷俘の専当国

『類聚国史』弘仁七年八月甲午朔(一日)条

九世紀における蝦夷の宮廷儀式参加とその意義勅、夷俘之性、異、」於平民、。雖、従、」皇化、、野心尚存。是以先仰、

訴小事 | 。此則国吏等撫慰失」方、判断乖」理之所」致也。自今以後篤諸国 | 、令」加 | 教喩 | 。今因幡・伯耆両国俘囚等、任」情入」京、越 |

加;;訓導;、有¸如¸此者、専当国司准¸状科処。

いて、国司の監督責任を追及している。ここでも因幡・伯耆の俘囚が情に任せて入京し、越訴に及んだことにつ

下の史料である。 夷による闘争の一手段としてこれを位置付けられた。興味深いのは、以を求めたり、国司に下された不利な判決を覆そうとしたとされ、移配蝦命木氏は、諸国の夷俘が入京することで国司に無視された訴えの審理

『百錬抄』天元三年(九八〇)閏三月十六日条

有¸限、任¸意入京、非¸無;;其罪;。可¸帰;;本国;之由被¸仰了。近江国俘囚等群;;参陽明門;、愁;;申阿闍梨念禅弟子乱行;。俘囚参期

ためである。 があったことになる。 分を踏まえるなら、彼らの訴えが受理されなかったのは、 囚だったから受理されなかったのだろうと推測しておられるが、 入京越訴は受理しないという方針が九世紀からあり、この件も彼らが俘 以外の時期に入京したことを罪としている点である。 件に関して、愁訴そのものではなく、俘囚の参期には限りがあり、 したものであり、入京越訴の具体例である。重要なことは、 近江国の俘囚が、 換言すれば、 阿闍梨念禅の弟子の乱行を入京して愁訴した顛末を記 参期を守れば俘囚の訴えは受理される可能性 鈴木氏は、 参期を違えた 政府はこの 参期

越訴を行っていた可能性が高いのである。月豊明節会の二期であろう。つまり、移配蝦夷らは、節会入京に際してここでいう参期とは、節会参加のための入京、即ち正月七日節会と十一

の時期がよく一致する事実である。これを裏付けるのが、移配蝦夷の待遇改善策が出された日付と、節会

『日本後紀』弘仁五年十二月癸卯朔(一日)条

夷俘,。自今以後、随;;官位;称¸之。若無;;官位;、即称;;姓名;。姓名;、而常号;;夷俘;。既馴;;皇化;、深以為¸恥。宜;;早告知莫;¸号;;,,、,,,,,以,,,,,以,,,以,,,以,,

日)の豊明節会の十日後に出されている。帰降夷俘への代表的な待遇改善策である。これは同年十一月壬辰(二十後官位があるものは官位で、そうでない者は姓名で呼ぶことを命じた、これは、官人・百姓が帰降夷俘を姓名で呼ばず、夷俘と号するため、以

を定めている。正月七日節会から約一月半後のことである。また、同年の二月戊申(二十五日)には、俘囚を賑給の対象とすること

置の二日前である。

これにとすれば戊辰(十九日)に行われたはずである。これは夷俘専当設されたとすれば戊辰(十九日)に行われたはずである。これは夷俘専当設ておらず、豊明節が開催されたかはわからない。しかし、豊明節は通常(二十一日)である。同月のこれ以前の『日本後紀』は逸文も含めて残っ(二十一日)である。

せよう。
に等しいのであるから、結果はどうあれ、理念的には待遇改善策と見なの慰撫であるからである。夷俘専当の設置は、蝦夷専用の窓口ができるの慰撫であるからである。夷俘専当の設置は、蝦夷専用の窓口ができる東俘専当の設置を待遇改善策と見なすのは、夷俘専当の職務が蝦夷へ

が移配蝦夷にとって、節会入京の最大のメリットであった。く、当初からこのような越訴の権利が事実上与えられており、これこそれる。節会入京が許可された蝦夷らは、単に節会に参加するだけではなおける彼らの訴えが受理され、待遇改善に繋がったと考えてよいと思わこのように、蝦夷の参期と政策は多くが連動しており、節会入京時に

国家がこのような権限を彼らに与えたのは、それだけ当時の移配蝦夷

て定例化するに至ったのであろう。かし一度与えた権限を取り消すことは国家にも容易ではなく、結果とし節会参加は九世紀の儀式書には記載されていないのだと考えられる。しくまで現実問題に対応したやむを得ない措置であり、だからこそ彼らの支配が困難を極め、ある程度の譲歩が必要だったということだろう。あ

六〇

# 五、光仁・桓武朝における蝦夷支配の変質

大世紀の蝦夷の節会参加が、移配蝦夷に対する懐柔策の一環であり、 九世紀の蝦夷の節会参加が、移配蝦夷に対する懐柔策の一環であり、 九世紀の蝦夷の節会参加が、移配蝦夷に対する懐柔策の一環であり、 九世紀の蝦夷の節会参加が、移配蝦夷に対する懐柔策の一環であり、

及させる見解が三上喜孝氏によって提起されている。 関土を、境外を排除した閉じた空間として認識する意識が形成され、こ 国土を、境外を排除した閉じた空間として認識する意識が形成され、こ 関土を、境外を排除した閉じた空間として認識する意識が形成され、こ 及させる見解が三上喜孝氏によって提起されている。

警戒しての規制が見え、日本を取り囲む蕃客や夷狄が、観念をこえて深にあるとされる。その後も宝亀年間にはしばしば来着する諸蕃の人々を海側の諸国で四天王法が行なわれるようになるが、その端緒が宝亀五年護のための神であり、九世紀以降、新羅との対外的緊張を背景に、日本三上氏は、大宰府と秋田城の四天王寺に注目され、四天王は、国土守

刻で具体的な問題となってくると指摘される。®

せ、上京朝貢の必要性を低下させたのである。う。新羅を中心とする外界への恐怖・警戒が、日本の中華意識を変質さ同年に陸奥出羽の蝦夷の上京朝貢が停止されたのは、偶然ではなかろ

華夷秩序遵守の要求がなされた時期である。石井正敏氏によれば、宝亀年間は、諸蕃に対して今までになく強硬な

『続日本紀』宝亀十一年(七八〇)二月庚戌(十五日)条

不」將」表使莫」令」入」境。宜」知」之。 後使必須」命ႊ齎;[表函]、以」礼進退」。今 但送,,三狩等,来、事既不、軽。故修,,賓礼,以荅,,来意,。王宜、察、之。 其後類使曾不;,承行;。今此蘭蓀猶陳;,口奏;、理須;,依¸例從¸境放還;。 新羅使還」蕃。 レ業承レ基、 ↘表貢↘調、其来尚矣。日者虧¡違蕃礼 | 、積↘歳不↘朝。 附,,, 荅信物,。遣書指不,,多及,。 表奏。 理,,育蒼生,、寧,,隔中外,。王自. 由」是泰廉還日、已具、約束、貞卷来時、 賜;,璽書;曰、 天皇敬問||新羅國王|、朕以||寡薄|、 春景韶和、想王佳也。 勅||筑紫府及対馬等戍 三遠祖一、 恒守::海服:、 難レ有 更加 今因 三軽使 上 篡

華夷秩序の放棄に他ならないというわけである。
見、強硬に華夷秩序遵守を要求しているようにみえながらも、その実は
国家も十分に承知していたとし、それをあえて求めていると述べられる。一
国家も十分に承知していたとし、それをあえて求めているということは、
国家を対していないという意志の表れであると述べられる。
一

う契機はあるにしても、朝貢が必要とされなくなったという点で、蝦夷の前面導入をきっかけとし隼人の朝貢も停止される。班田制の導入といまた、少し時代は下るが延暦十九年(八○○)、大隈・薩摩での班田制

極めて矮小化された中華思想の現れと評価される。する隼人を儀式に参加させるようになるが、鈴木氏はこの代替行為を、と新羅、隼人へのこの政策には共通点がある。その後は畿内周辺に居住

国構造を維持しようとする意識を失っているのではあるまいか。この点を踏まえるなら、九世紀の国家は、そもそも夷狄を朝貢させ、帝した服属行為ではなく、現実問題に即した懐柔策であると考えられる。しかし本稿で明らかにしてきたように、蝦夷の節会参加は国家の強制

集人の場合、朝貢は停止されても儀式への参加は継続するし、同じく なくなっても行為そのものは残存したのではないかと推測する。 素であり、華夷秩序の維持が目指されなくなり、服属儀礼が必要とされる、それが儀礼化・定式化された後もその意義を保ち続けたかどうかはも、それが儀礼化・定式化された後もその意義を保ち続けたかどうかはも、それが儀礼化・定式化された後もその意義を保ち続けたかどうかは事人の場合、朝貢は停止されても儀式への参加は継続するし、同じくなくなっても行為そのものは残存したのではないかと推測する。

#### おわりに

る蝦夷支配の変質について論じてきた。 以上、蝦夷の宮廷儀礼での役割の変質を考察しながら、九世紀におけ

帝国構造を維持しようとする観念は希薄となり、蝦夷の朝貢(服属儀礼)宝亀年間頃から排外意識が高まり、蝦夷に対する忌避観が強まった結果、いた移配蝦夷支配を安定させるための懐柔策であった。その背景として、参加ではなく、彼らを慰撫し、越訴の機会を設けることで、当時乱れて、世紀以降における節会への参加は、服属儀礼を行わせるための強制

はなかろうか。 夷狄の夷狄たる価値が低下してゆくのが、九世紀以降の国家の夷狄観での必要性が低下したことが考えられる。夷狄の消滅は事実ではないが、

論じ残した点も多いが、ひとまず論を閉じ諸氏の御批判を乞いたい。

#### 注

- 京大学出版会、一九八四年)。

  京大学出版会、一九八四年)。

  古代国家論』∇~Ⅷ章、(岩波書店、一九七三年)。石上英一「古代国家と

  ① 石母田正『日本の古代国家』(岩波書店、一九七一年)、石母田正『日本
- 大学東北文化研究所紀要』二四、一九九二年)。② 熊谷公男「平安初期における征夷の終焉と蝦夷支配の変質」(『東北学院
- F)等。 ③ 渕原智幸「九世紀陸奥国の蝦夷支配」(『日本史研究』五○八、二○○四
- ④ 蝦夷と俘囚の差異については別稿準備しており、ここでは触れない。
- (5) 今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」(高橋富雄編『日本古代史の研究』吉川弘文館、二○○七五八五年)、同「蝦夷と王宮と王権と」(『奈良古代史論集』三、一九八七一九八五年)、同「蝦夷と王宮と王権と」(『奈良古代史論集』三、一九八七一九八五年)、熊谷公男「蝦夷の誓約」(『奈良古代史論集』一、一九八五年)、熊谷公男「蝦夷の誓約」(『奈良古代史命集』一、一九八五年)、熊谷公男「蝦夷の誓約」(『奈良古代史の研究』吉川金、今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」(高橋富雄編『日本古代史の研究』吉川金、今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」(高橋富雄編『日本古代史の研究』吉川金、今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」(高橋富雄編『日本古代史の研究』吉川金、大学がある。
- 年)。以下特に断らない限り、両氏の見解はこれらの論文による。店、一九六〇年)。弓野正武「『俘囚見参』考」(『古代文化』三三、一九八一⑥ 林屋辰三郎「古代芸能の儀礼化と伝承者」(『中世芸能史の研究』岩波書
- 二○○七年)。
   転換期の王権と隼人政策」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、転換期の王権と隼人政策」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、以下、永田氏の見解は特に断らない限り本論による。鈴木拓也「律令国家の、永田一「俘囚の節会参加について」(『延喜式研究』二三、二○○七年)。
- ⑧ 前掲注⑦、鈴木拓也「律令国家転換期の王権と隼人政策」。

- ⑨ 『続日本紀』宝亀五年(七七四)正月庚申(二十日)条
- 記した。割書は〈〉で示した。 省略して引用している場合はいちいち注記せず、文中の省略のみその都度い限り新訂増補国史大系大日本古記録、故実叢書本に拠った。また前後を》 両条とも『類聚国史』巻一九〇、風俗部俘囚。引用史料は、特に断らな
- )『日本後紀』弘仁三年(八一二)年正月乙酉(二十六日)条
- )『類聚国史』巻七二、歳時三。
- 囚の節会参加について」等。 前掲注⑦、鈴木拓也「律令国家転換期の王権と隼人政策」、同永田一「俘
- め底本の字とは異なるが、本稿では意味を考慮してこちらに改めた。り、そこではこの四字は「特列末(朱を意改)位」となっている。そのた類林』同巻公務五、随考内外可授位事には、割書で傍線部が引用されておめ、諸氏はこれを採用しているが、これでは意味が判然としない。『法曹⑭」「特列末位」は、前田家本では「持到来位」であり、国史大系本をはじ
- での叙位が見える。
  宝亀三年正月丁酉(十六日)条、宝亀五年正月丙辰(十六日)条にも節会宝亀三年正月丁酉(十六日)条、宝亀五年正月丙辰(十六日)条にも節会丁卯(十六日)条のほか、神護景雲三年(七六九)正月丙戌(十七日)条。)第一節に掲げた『続日本紀』和銅三年(七一〇)正月壬子朔(一日)・
- (i) 饗場宏·大津透「節禄について」(『史学雑誌』九八 六、一九八九年)。
- ⑤ 前掲注⑤、今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」
- 年)に詳しい。 の意義」(熊田亮介・八木光則編『九世紀の蝦夷社会』高志書院、二〇〇七の意義」(熊田亮介・八木光則編『九世紀の蝦夷社会』高志書院、二〇〇七② この時期の移配蝦夷支配に関しては、熊谷公男「蝦夷移配策の変質とそ
- 則編『九世紀の蝦夷社会』高志書院、二〇〇七年)。 に扱われていたことを指摘された。「蝦夷の入京越訴」(熊田亮介・八木光②) 鈴木氏は、これ以前の俘囚は特に優遇されることなく、一般公民と同等
- ❷ 以後『類聚国史』巻一九○、風俗部俘囚の記事の場合、巻・部は省略す

る。

- 角川書店、一九九二年)。 今泉隆雄「律令国家とエミシ」(『新版 古代の日本9 東北・北海道
- ❷ 拙稿「俘囚身分の成立過程」(『続日本紀研究』三七三、二○○八年)。
- 「蝦夷の入京越訴」。 前掲注③、渕原智幸「九世紀陸奥国の蝦夷支配」、前掲注②、鈴木拓也
- 参加について」。前掲注②、鈴木拓也「蝦夷の入京越訴」。② 前掲注⑥、弓野正武「『俘囚見参』考」、前掲注⑦、永田一「俘囚の節会
- ◎ 前掲注②、鈴木拓也「蝦夷の入京越訴」。
- 育 事 。 近江国俘囚等群,↑参陽明門外,、愁。。申為,,阿闍梨念禅弟子, 殴,,損俘囚⑳ 関連史料として、『日本紀略』天元三年閏三月己未(十六日)条がある。
- ③ 『類聚国史』巻九、神祇九、新嘗祭、弘仁五年十一月壬辰(二十日)条。
- ③ 『類聚国史』弘仁七年八月甲午朔(一日)条。
- ② 村井章介 [王土王民思想と九世紀の転換] (『思想』 八四七、一九九五年)。
- ③ 三上喜孝「光仁・桓武朝の国土意識」(『国立歴史民俗博物館研究報告』 ポリュイー ブブヨミ

一三四、二〇〇七年)。以下特に断らない限り氏の見解は本論による。

- 口引、折醒引鬼下 頁 恩虔 、 早喪 每六 常等 巳且 (中な剱)『類聚三代格』宝亀五年三月三日太政官符
- \_太宰府直|,新羅国|高顕浄地奉」造|,件像|攘。却其災。。如聞、新羅兇醜不」顧,|恩義|、早懐|,毒心|常為|,咒咀|(中略)宜」令
- 十一年七月戊子(二十六日)条など。 例えば、『続日本紀』宝亀十一年(七八〇)七月丁丑(十五日)条、同
- 吉川弘文館、二〇〇一年)、初出、一九九五年。 石井正敏「光仁・桓武朝の日本と渤海」(同著『日本渤海関係史の研究」
- 年)、初出、一九九二年。) 永山修一「隼人支配の特質」(同著『隼人と古代日本』同成社、二〇〇九
- 前掲注⑦、鈴木拓也「律令国家転換期の王権と隼人政策」。
- あり得ると考える。 世紀において、彼らの特殊能力が夷狄性と切り離されていたことは十分に限らない。朝貢することもなく、南九州の隼人が「消滅」したとされる九はおり、吠声に代表される隼人の特殊な能力が夷狄ゆえのものであるとは) そもそも、王民であっても、陰陽師等、特殊な能力で国家に奉仕する者)

本学大学院博士後期課程・日本学術振興会特別研究員

[付記]

の一部である。本稿は、平成二三~二四年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による成果本稿は、平成二三~二四年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による成果